

火災にあわれた方に

この度の火災被害に対しましてお見舞い申し上げます。被災された方の各種相談窓口についてご案内いたします。

■**当面の生活、被災証明など** 平日8:30から17:15（休日夜間の緊急相談の場合：34-3000（市役所当直））

相談項目	内容	担当課等	場所	電話（直通）
災害見舞金	被害の程度に応じて災害見舞金を支給	・地域づくり課 ・地域づくりセンター	・大手事務所3階 ・各地区地域づくりセンター	34-3280
災害弔慰金等	遺族に対して弔慰金を支給	同上	同上	同上
市営住宅への入居	市営住宅への入居に関すること	住宅課	市役所東庁舎 別棟2階	34-3246
固定資産税	固定資産税の減免措置	資産税課	市役所本庁舎 2階	33-4398
その他一般	暮らしの心配ごと等	市民相談課	市役所本庁舎 1階	32-0001
り災証明	被災の証明（火災保険等の請求に必要）	・松本広域消防局 ・各消防署所	・松本市渚1-7-12 ・お近くの消防署等	25-0119
毛布等の提供	被災世帯への毛布提供等	松本市社会福祉協議会	松本市双葉4-6 （総合社会福祉センター内）	27-3381
廃棄物の処理	火災による廃棄物受入れ	環境業務課	松本市島内7576-1	47-1096

■その他の相談

○高齢者相談（高齢福祉課） ○こども・母（父）子相談（こども福祉課）
※ お近くのオンライン相談窓口での相談も可能ですのでご利用ください。

○生活保護相談（生活福祉課）など



オンライン
相談窓口

各種相談窓口
のご案内



本日対応した職員 松本市危機管理部 消防防災課 ・ 危機管理課 （ ）

問い合わせ：松本市危機管理部消防防災課 TEL：33-1191（直通）

■ 松本市災害見舞金について（抜粋）

松本市では、市内において発生した自然災害や火災などにより被災された世帯に、その被害の程度に応じて災害見舞金を支給します。

1 見舞金の支給金額 見舞金の支給金額は次のとおりです。

被害の種類		被害の程度	見舞金額
住居	損壊、焼失、流失、土砂流入	全壊（被害面積延床面積の70%以上）	1世帯につき50万円以内
		大規模半壊（被害面積延床面積の50%以上70%未満）	1世帯につき20万円以内
		半壊（被害面積延床面積の20%以上50%未満）	1世帯につき5万円以内
負傷	1カ月以上の入院加療を要したもの		1人につき3万円以内

※対象とならないもの

- ・自己または家族の故意によるもの、カーポートや物置等、事業所における建物、り災証明書に記載されている被害の程度が「一部損壊」の場合、被災者生活再建支援金が支給される場合

2 申請の方法

り災証明書もしくは、市役所担当課による家屋等被害状況調査の結果により支給対象となる世帯には地域づくり課からご連絡いたします。

■ 災害弔慰金について（抜粋）

災害救助法が適用された自然災害以外の災害や**火災等**により亡くなった方の遺族に対し、**市独自**で弔慰金を支給します。

(1) 受給遺族

ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母

イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、また生計を同じくしていたものに限る。）

(2) 支給額

市独自 20万円以内